

食品安全委員会第902回会合議事録

1. 日時 令和5年6月13日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 第39回企画等専門調査会における審議結果について

・令和4年度食品安全委員会運営状況報告について

(2) 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン及び当該アクションプランに係る食品安全委員会行動計画について

・薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画（2016-2022）の実施状況報告について

・薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の決定について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、井上評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 令和4年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

資料2-1 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画（2016-2020）行動報告書（案）」について

資料2-2 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の決定について

資料2-3 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第902回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第902回会合）議事次第」に従いまし

て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は4点ございます。

まず資料1が「令和4年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」でございます。資料2-1が「薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画（2016-2020）行動報告書（案）」でございます。資料2-2が「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の決定について」です。資料2-3がただ今申し上げましたAMR対策アクションプラン本体でございます。

不足の資料などはございませんでしょうか。

(1) 第39回企画等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「第39回企画等専門調査会における審議結果について」です。

6月1日に行われました第39回企画等専門調査会において、令和4年度食品安全委員会運営状況について委員会に報告することを決定いたしました。

まず、令和4年度食品安全委員会運営状況報告について事務局から説明してください。

○込山総務課長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、内容の概要及び調査会当日の御議論について御説明を申し上げます。

資料1をお開きいただけますでしょうか。こちらは令和4年度の当委員会における運営状況をまとめたものでございまして、本日お諮りして報告書としてまとめたいと思います。

まずおめくりいただきまして、目次がございます。そして、その次から1ページ目となりますが、右側に令和4年度食品安全委員会運営計画の内容を記載してございます。それに対応する形で左側に令和4年度におけます実際の運営状況の実績を記載してございます。それぞれお目通しいただきたいと思います。

まず最初に第1といたしまして、令和4年度における委員会の運営の重点事項というのが計画上設定されてございます。それに対応する内容を、繰り返しですが、左側に記載してございます。

重点事項の最初、(2)の①になりますが、食品健康影響評価の着実な実施とございます。それに対応する点でございますけれども、御案内のとおり、令和4年度におきましては、委員会を41回開催し、また専門調査会等を109回開催、案件といたしましては、111案件の評価依頼を受け、97案件の評価を終了したという実績がございます。

また、5行目でございますけれども、自ら評価の案件といたしまして、有機フッ素化合物を採択し、この委員会の決定を踏まえまして、令和5年2月にワーキンググループを新

たに設置したということを記載してございます。

続きまして、下に移っていただきまして評価ガイドラインの見直しです。運営計画上も例えば遺伝子組換え食品の安全性評価基準について改正を検討する旨が記載されてございました。また、その他の評価ガイドラインについても見直しの要否を検討するとされております。

それに対する実績でございますが、また左側を御覧いただきまして、まず遺伝子組換え食品に関する評価指針、種子植物、添加物、2本ございますが、それぞれにつきまして遺伝子組換え食品等専門調査会で審議を行っているところでございます。種子植物の方につきましては、指針案につきまして、専門調査会にお諮りをしている段階、添加物についても、評価指針の案の準備をしているという状況でございます。

また、加えまして、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針についても御議論いただき、こちらは6月14日にモデル平均化に関する内容について一部改正をいたしております。また、さらに加えて、ベイズ統計学に基づく手法を活用した考え方について、現在御審議をいただいている、さらに加えて恐縮ですが、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズを適用する考え方、そういったものについても4年度を通じて御検討いただいていたところでございます。

さらに一番下の段になりますが、微生物に関する評価指針でございます。こちらは6月21日に全面改正、全部改正という形で公表しております。

あわせて、こちらの技術的文書という位置づけになりますが、「手引き」についても作成し、年度末になりますが、3月28日に公表したところでございます。

企画等専門調査会における御議論におきましては、最初の遺伝子の評価指針に関して1点御意見いただいております。用語の定義の変更などについても検討しているところでございますが、それに当たって評価対象品目が変わるような、そういった誤解のないようなことをきちんと注意すべきという御意見をいただいたところでございます。

続きまして、2ページに移っていただきまして、重点事項として設定されました農薬の再評価に関してです。2ページ一番上のb. に書いてございますが、農薬14品目について具体的に農水省から再評価要請がございまして、現在評価を進めているところでございます。

次のc. になりますが、こちらにも運営計画上、養殖魚への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌についての評価の実施というのが位置づけられておりました。その点につきまして、トライアルも含めて検討を進めたところでございます。その内容を実績の方を書いてございます。こちらに記載のとおりでございますが、養殖魚に使用される抗菌性物質についての評価手法を検討したということで、現行の評価指針につきましても、こういった観点で改正すべきであるかといったことを委員会において決定していただいた次第でございます。

本日、議事(2)の方でもこの薬剤耐性菌の議事がございますので、そちらでも若干触れますけれども、この水産物、養殖魚についても現行の評価指針でおおむね適用が可能で

あると。ただ、当然、養殖魚に着眼した、特化したお話もございますので、トライアルを踏まえてこの指針の一部改正を進めていくということをご予定しているところでございます。

以下でございますが、リスコミ、研究調査事業の活用、さらに海外への情報発信、3ページに移っていますが、これらについても重点事項に掲げてございますが、後ほどの運営全般の方でもまた出てきますので、そちらでも御覧いただきたいと思っております。

3ページの第2、委員会の運営全般に移っていただきたいと思っております。

こちらでは委員会の開催状況について、さらに個別に、それぞれ専門調査会等の内容について記載してございます。具体的資料については、参考資料の方で3ページから7ページにかけて案件の名前も含めて記載してございますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

そして、少し移っていただいて5ページになりますが、先ほど農薬の再評価についても触れましたけれども、通常の新規の評価などに加えて、今度は再評価というのが始まっていますので、非常に農薬に対する評価業務のウエートが高まっています。そういったことに組織的に対応するというので、令和4年度において検討を進めましたが、事務局体制の整備を進めています。具体的には、5年度より評価第一課に農薬評価室を設置したところでございます。

続いて、ちょっと繰り返しになりますが、5ページの下、第3に移りまして食品健康影響評価の実施でございます。こちら先ほど申し上げました、評価依頼案件が111件で97件について評価結果を通知したということでございますが、こちらは参考資料でいつもの表を年度終わりに確認していただきたいと思っておりますので御覧ください。参考資料の3ページでございますけれども、こちらに食品安全委員会創設以来の評価件数などをまとめた一覧表がございます。それぞれ分野ごとにその内訳を記載してございます。これまで3,418件の評価要請を受けて、令和4年度はそのうち111件だったということ。それに対して評価終了件数がこれまで3,187件、うち令和4年度分として97件となっている状況でございます。

令和4年度におきましては、この97件全て企業申請案件でございます。企業申請案件ということもございまして、農薬とか動物用医薬品といったものの割合が多うございまして。

今、企業申請案件と申し上げましたが、企業申請案件には標準処理期間が定められていまして、その標準処理期間がきちんと守られているかどうかということ、本体の方の6ページの中ほど(2)に記載してございます。標準処理期間は1年と設定してございますが、96件についてはこの1年とを守ることができたということでございます。残る1件でございますが、これは若干イレギュラーなものでございまして、標準処理期間が設定される前に既に評価要請があったということございまして、この規定上の例外規定みたいなものが適用されない結果、形式的に1年を超過したという形になってございまして、おおむねこの1年の期間を遵守しているところでございます。

続きまして、また本体の方で見ていただきたいと思っておりますが、7ページです。これも冒

頭申し上げましたが、自ら評価案件の決定について記載しています。7ページの中ほどになります。参考資料では6ページ、7ページに具体の資料がございますが、そちらを御参考までに御覧いただきたいと思います。有機フッ素化合物について、自ら評価案件として決定し、現在、評価を進めているところです。こちらは平成27年度以来、7年ぶりに自ら評価案件を決定したということございまして、その評価に取り組んでいるところがございます。

続いて、7ページの一番下の方です。今度はお話が変わりまして第4の実施状況の監視でございます。こちらは参考資料を見ていただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、参考資料の13ページを御覧ください。御案内のとおり、当委員会で評価した、通知を行った案件につきまして、現在、各リスク管理機関でどういった措置が講じられているか、ないし講じていないのか、まだたどり着いていないのか、そういった状況について調査したものでございます。参考資料13ページの左側中ほどに調査対象品目というのがございます。こちらを御覧ください。令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に通知を行った品目は141件ございます。これに加えて、前回の調査時点で対象になっていたもの、具体的には令和2年9月30日以前に通知が行われましたが、前回調査の段階では具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目が67件ございまして、これを合わせた208件について、現状の措置の状況を調査したものでございます。

結果が右側の表でございまして、恐縮でございますけれども、一番右側の欄、審議会等の開催に至っていないというものが今申し上げた208件中39件ございます。その理由は、主にはデータの収集がなかなか難しいということでございますが、現在そういう状況でございます。

13ページの左側に戻っていただきまして、今申し上げた39件の内容なのですが、矢印が描いてあるちょっと上のところに書いてございますが、先ほど申し上げた宿題になっている67件に着目してその状況を見た結果をこの3行で書いてございますが、この67件のうち36件が審議会等の開催に至っていないということになっていきますので、先ほど申し上げた措置が講じられていない39件のうち、昨年の段階でも措置が講じられていなかったものが36件だったということなので、なかなか案件自体がデータ収集等で難しく、毎年度、措置が講じられないまま宿題が続いているというようなことが若干見てとれるところでございます。

監視状況についての内容は以上でございます。

行ったり来たりで恐縮です。続いて、本体の8ページでございます。こちらは食品安全モニターさんからの報告についてのお話です。本体の報告の方にも記載してございますが、昨年度、食品安全モニターさんから38件の御提案や御報告をいただいております。いろいろなテーマがございますけれども、その中で特に昨年度は低温調理に対するモニターさんの御関心や注意喚起の必要性といった御意見が多うございました。また、こちらにも例示が挙がっていますが、乾燥ヒジキの調理法についてのお話なども頂戴したところでござ

います。具体的内容について、この低温調理の問題、乾燥ヒジキの問題については、参考資料の14ページから15ページに具体的内容を記載させていただいてございますので御覧ください。

この点について、企画等専門調査会ではいろいろな御意見を頂戴しましたので、それは後ほど紹介したいと思います。

続いて、8ページの下になります。今度は研究調査事業の推進に関してです。こちらそれぞれ令和3年度の事後評価の実績であったり、ページ移りまして、令和4年度における研究課題の実施、さらに令和5年度の優先実施課題を昨年度中にまとめていただいておりますので、そういった旨を記載してございます。

参考資料の20ページは、今年度の優先課題等について資料を添付してございます。参考資料20ページの右側になります。今後の食品健康影響評価に関して、先を見据えて知見を収集しておかなければいけない課題がいろいろございますけれども、今年度の課題としまして、右側に記載の内容、研究課題を昨年度において採択したところでございます。1つがリードアクロス手法の適用でございます。いわゆる毒性の推定の分野ですが、こうしたリードアクロスの手法の適用に関するもの、また、残留農薬に関する発達神経毒性学の分野におけるリスク評価手法の研究、また、先ほどちょっとお話に出ましたが、養殖水産動物における薬剤耐性菌に関する研究、それと、アレルギー誘発性を有する植物に由来するタンパク質に関する評価研究、そういったものが課題として採択されたところでございます。

さらに、総合調査としても、20ページの右下の箱に書いてある、こういった内容について今年度調査を進めることを決定してございます。

続いて、行ったり来たりですみません、本体の方でございますけれども、9ページから10ページ、ただ今申し上げた研究調査事業についてですが、プログラム評価を予定してございますので、その準備としての追跡評価を4年度としても行ったところでございます。今申し上げたように、今年度、プログラム評価、5ヶ年の全体の実績について評価することを予定してございます。こちら4年度の計画実績をちょっと離れるお話かもしれませんが、今後、ロードマップの見直しも含めて、このプログラム評価等を踏まえて検討していく必要があるかと認識しております。

続いて、10ページの下の方になりますけれども、リスコミ・情報発信の促進ということでございます。リスコミ等の実績について、ここでざっと10ページから16ページぐらいにかけて様々な取組の実績を記載させていただいてございます。こちらについては説明を割愛させていただきます。

16ページが一番下、緊急事態への対処のお話になりまして、さらに17ページ、緊急事態への対応ということで、一番大きなイベントですが、真ん中の辺り、3の緊急時対応訓練の実施について記載をしてございます。とりわけ関係省庁と連携してこういった訓練を実施する中で、食品安全委員会としての役割は何か、そういったことを意識的に重視しながら

ら訓練に取り組んだところでございます。

また、17ページの下以降ですが、情報の収集といったこと、さらには18ページ、19ページにかけて国際協調の推進、国際関係機関等との連携について実績を記載してございます。

先ほど申し上げたとおり、6月1日の企画等専門調査会において、この報告を取りまとめるに当たりまして、いただいた御意見を若干御紹介申し上げたいと思います。

先ほどのモニターさんからの御意見、いわゆる低温調理についてのお話が紹介されました、それに関連するということで幾つかの御意見も頂戴いたしました。1つは、カンピロバクターの食中毒についての一層の注意喚起が必要だという御意見も専門委員の方からいただいています。さらに、これはリスク管理機関の対策ではございますけれども、鶏肉の生食についての法的な規制の在り方について、専門委員の御意見とすれば、もう少し強化すべきではないかといった御意見も頂戴いたしました。

また、加熱不足の食肉の危険性ということで、いわゆる低温調理器というようなものも最近販売されてございますので、そういった調理器具を製造したり販売する、そちらのサイドへの情報提供や、そちらのサイドとの連携、そういったことも必要なのではないかといた御意見がございました。

当委員会といたしまして、当事務局としては、関係省庁、消費者庁ともきちんと相談をしたい旨、また、規制を所管する厚生労働省等とも引き続き情報収集、連携を進めていきたい旨お答え申し上げたところでございます。

また、先ほど御紹介した乾燥ヒジキの調理の問題です。水戻ししないでそのまま調理するといった事例が出ているという中で、専門委員の御意見として、家庭科などのそういった教育の対応としても必要なのではないかというような御意見もございました。

また、さらに、低温調理というようにお話にこれまた若干関連いたしまして、クロノバクター・サカザキのお話も御意見として頂戴いたしました。調乳用ミルクの調乳におきまして、70℃以上のお湯で調乳するという、これをきちんと徹底すべきじゃないかとか、また、粉ミルク製品においてその旨の表示がきちんとされているのかどうか、そういった確認の御意見がございまして、こちらは事後的に確認いたしましたところ、粉ミルク製品においてのそういった旨の表示はきちんとされていることが確認されました。

また、このお話から少し離れますけれども、特定の品目についても御質問等がございまして、オイゲニルメチルエーテルに関しまして、厚生労働省では、ばく露量が少量で、意図した使用条件では公衆衛生上のリスクは生じないと考えられる、直ちに健康に影響を及ぼすとは考えられないという中で、入念的にその製造・使用の自粛をお願いしているところですが、それに関して食安委の取組状況について質問を頂戴したところでございます。

また、アレルギーに関連いたしまして、グルテンのお話も出てまいりまして、最近、インバウンドの需要ということで海外旅行者の方も増えてきていると。日本人に比して欧米の方はグルテンに対する不耐性やアレルギーが若干多いというようなこともございまして、海外旅行者向けのそういった注意喚起はどうなっているかとか、あと加えてピンクペッパー

一がうるし科の植物であって、こちらはアレルギーを引き起こす可能性もあるといった、ちょっと言葉が正しいかどうか分かりませんが、まれなアレルギーについての情報提供、情報収集といったことも重要ではないかという御意見を頂戴したところでございます。

いただいた御意見といたしましては、かなり多分にリスク管理機関での措置といったものが多うございました。例えば、法的規制の在り方をどう考えるかとか、教育分野への働きかけをどうするのかとか、また、調理用具などの製造サイドへの働きかけをどういうふうにするべきなのか。自粛措置が講じられている剤について、これに対して食安委としての取組、評価はどう考えるべきなのかとか、また、今申し上げたような比較的事例が少ないアレルギー事例についての情報収集等をどうするかということで、非常にボーダーというか、評価機関の対応として微妙な難しい課題等かと思いますが、食安委としてもアンテナを張って、今後検討していく必要、考えていく必要があるというふうに感じた次第でございます。

専門調査会でいただいた御意見としては以上のとおりでございますが、この報告の内容につきましましては、原案のとおり調査会で御了承いただきまして、当委員会に御報告するということになりました。

御説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容等につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。また、昨年度の運営状況を踏まえて、委員会運営の課題等について各委員の御意見があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) 薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン及び当該アクションプランに係る食品安全委員会行動計画について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン及び当該アクションプランに係る食品安全委員会行動計画について」です。

まず、薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランに係る食安委行動計画 (2016-2020) の実施状況報告についてです。

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループから報告書（案）が提出されています。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料 2-1 に基づき、御説明いたします。

2 ページを御覧ください。初めに、背景について御説明します。我が国の薬剤耐性対策については、2015年のWHO総会でグローバルアクションプランが発表され、各加盟国で2年以内にアクションプランを策定することとなったことを受け、2016年に国の方針としてアクションプランが決定されました。このアクションプランにおいて、食品安全委員会はリスク評価を適切に推進することなどが記載されております。これを踏まえ、食品安全委員会では評価の一層の推進や向上のため、行動計画を作成し、2017年3月に開催されました第644回食品安全委員会において決定をいたしました。2016年より実施されてきた当該アクションプランが2023年3月をもって期間満了を迎えたため、食品安全委員会の行動計画も同期間をもって満了となりました。

それでは、行動計画に沿って、主な成果を御報告いたします。

2 ページの 2. 計画期間及び報告対象期間について御説明します。当初の計画期間は、2016年4月から2021年3月までとなっておりますが、コロナウイルス感染症の流行等により、ナショナルアクションプランが2023年3月まで延長されたことに伴い、報告対象期間は2016年4月から2023年3月までとなっております。なお、当該実施期間中に42回のワーキンググループが開催され、総勢30名の専門家が評価に関与したことを申し添えます。

3 ページの 4. 取組状況のうち、4-1 (1) 評価の着実な実施を御覧ください。計画開始時点で評価要請を受けていた品目につき、実施期間中に評価を完了することを目標にしておりました。結果ですが、飼料添加物として使用される抗菌性物質について、全ての評価を終了しました。動物用医薬品として使用される抗菌性物質については、養殖魚に用いるもの、そして農林水産省で情報収集中の3品目を除き計画開始時点で評価要請を受けていた品目全ての評価を完了しております。

4 ページの 図 1 を御覧ください。この図の実線が評価要請を受けた一方で評価が完了していない残数を示しておりますが、黒い太枠で囲った行動計画の実施期間はゼロに向かって急減しており、円滑かつ効率的に調査審議を進めていたことが分かります。

続きまして、6 ページの枠内を御覧ください。養殖水産動物に係る薬剤耐性菌の評価について重点的に取り組むこととしておりました。こちらについては、ワーキンググループにおいて1年かけて試行的に評価を実施し、評価手法を検討いたしました。その成果を今年の3月に食品安全委員会に報告しております。令和5年度にこの成果を踏まえ、評価指針を改正する予定でございます。

7 ページの (2) 再評価の適切な実施を御覧ください。本項目では重要度ランクづけを

適切に見直し、必要に応じて再評価を実施するとともに、再評価の必要性を確認するための仕組みについて検討することを目標としておりました。重要度ランクについては、8ページ中段の枠のすぐ下のところに言及がございますとおり、国内外の動向を踏まえ、2022年3月に改正を行いました。また、再評価は7ページから8ページ上段にありますとおり、食品安全委員会が自主的に情報を収集し、再評価を実施した硫酸コリスチンを含め、全部で4品目実施いたしました。

9ページの(3)評価手法の見直しを御覧ください。薬剤耐性菌の評価指針は、2004年に作成されて以降改正が行われておりませんでした。しかし、2011年にコーデックスにおいて薬剤耐性に係るリスク分析のガイドラインが採択されるなど重要なイベントがございましたので、国際動向、そして、今までの評価経験を踏まえて、こちらも1年かけて見直しを行い、2022年3月に評価指針の改正を行いました。

10ページの4-2評価の実施に必要な科学的知見・情報の収集でございます。本項目では、評価に必要な調査・研究事業を実施し、ワンヘルスサーベイランスに参画することが目標となっております。実施期間中に表4にありますとおり4つの調査事業、5つの研究事業をそれぞれ実施し、薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会にも出席しております。

ここで、13ページに誤記がございましたので訂正をいたします。具体的には、13ページの表題1. 国際機関や主要国によるリスク評価手法を含む関連情報の収集、2. 国際機関等におけるリスク評価に係るガイドライン等の見直しへの参画、3. 食品安全委員会から国際機関や諸外国の関係機関に対して評価手法や評価結果の情報等提供でございますけれども、それぞれ表題をア、イ、ウに訂正をいたします。

14ページ、4-3その他について御説明します。ここでは、新たな知見・情報や課題への対応、そして、薬剤耐性菌に係る知識・理解に関する普及啓発を推進することを目標としておりました。特に普及啓発については、毎年11月に実施される薬剤耐性対策推進月間に合わせ、Facebook等を活用して情報発信を積極的に行ってまいりました。

16ページを御覧ください。この表題6. 評価も誤記でございまして、正しくは、5. 評価でございます。併せて訂正いたします。

ここで、全体を通じた取組の実施を総括した自己評価結果を記載しております。○印は目標どおり達成したものの、△印は、例えば養殖魚の評価のように一部達成できなかったものを示しております。全体としては、概ねお約束した目標を達成することができたという評価になっております。

本件につきましては、よろしければ、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの結果のとおり報告書を取りまとめたいと考えているところでございます。先ほど申し上げた誤記の修正と併せ、御審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

御説明どうもありがとうございました。

それでは、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画（2016-2020）行動報告書については、資料２－１の案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございました。

続きまして、薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の決定についてです。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○前間評価第二課長 それでは、お手元の資料２－２に基づきまして御報告いたします。資料２－２は、アクションプラン本体である資料２－３のエッセンスをまとめたものでございます。

それでは、資料２－２の１ページ、１背景を御覧ください。先ほど御報告したとおり、2023年４月に新たなナショナルアクションプランが決定されましたので、御報告いたします。

２のアクションプラン（2023-2027）の概要を御覧ください。アクションプラン（2023-2027）は、引き続き、薬剤耐性の発生をできる限り抑え、薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止するための具体的取組を取りまとめたもので、具体的には動向調査、サーベイランス・モニタリングでございますが、それから適正使用、研究・創薬等について、１から６に記載している分野に関する取組を記載してございます。

３食品安全委員会の取組についてを御覧ください。アクションプラン（2023-2027）において、食品安全委員会が関係府省庁とされている取組を順に御紹介します。

最初に、目標１「国民の薬剤耐性に関する知識や理解を深め、専門職等への教育・研修を推進する」において、食品衛生分野に関するリスクコミュニケーションを徹底することが記載されております。

次に、目標２「薬剤耐性及び抗微生物剤の使用量を継続的に監視し、薬剤耐性の変化や拡大の予兆を適確に把握する」において、抗菌性物質の使用量や薬剤耐性率等の状況を検討する薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会において、集約・共有された情報を分析・評価し、報告書を作成することが記載されています。

次のページになりますが、目標４「医療、畜水産等の分野における抗微生物薬の適正な使用を推進する」において、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価を適切に推進すること、

そして、評価指針や重要度のランクを必要に応じて見直していくことが記載されております。

以上、簡単ですが、概要の御説明でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

2023年度以降も、我が国は、新たなアクションプランに基づき関係府省庁で協力して分野横断的な対策を実施することになります。食品安全委員会においても、引き続き、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の一層の推進や改善に向け、今後5年間で実施すべきことをより明確にするため、行動計画を策定することとしたいと思います。

策定に当たっては、薬剤耐性菌に関するワーキンググループに案の作成を依頼することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 本日は以上でございます。特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、6月27日火曜日14時から開催を予定しております。

また、16日金木曜日15時及び15時30分から「動物用医薬品専門調査会」が、来週、19日月曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第902回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。